

## 幼児教育・保育無償化新規申請受付開始のご案内

令和3年4月1日から新たに幼児教育・保育無償化の対象になる世帯の申請を、受け付けております。下記の要件に該当する場合は、受付期間内に保育幼稚園課へ申請をしてください。

※すでに認定を受け、支給認定期限が次年度以降となっている児童は申請不要です。ただし、待機児童のため認可外保育施設等の利用が無償化となっており、令和3年度の保育所の申請を行っていない場合は、本申請が必要です。

**申請要件** <sup>※1</sup> 「保育の必要性」のある3～5歳児で、認可外保育施設等（幼稚園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター）を利用している児童。

**受付期間** <sup>※2</sup> ～3月19日（金） **申請場所** 保育幼稚園課窓口（本庁舎東棟2階）

**必要書類**  
 ・施設等利用給付認定申請書  
 ・保護者（父・母）の就労状態等を証明する書類 など  
 ※様式は窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

**注意事項** 本申請は、無償化の償還払い（払い戻し）を受ける前に、事前に受けなければならない支給認定の申請です。支給認定を受けたあとに保育料の償還払いの手続きが別途必要となります。

※1 「保育の必要性」があるとは、両親が就労等（出産、療養、介護、就学、育児休業、求職等）の理由で家庭保育ができない世帯のことを指す。

※2 受付期間終了後も随時受付を行います。申請をした月の翌月から対象となります。遡っての申請受付はできません。

お問合せ：保育幼稚園課 ☎973-5427

## 放課後児童クラブひとり親等支援事業

うるま市内の放課後児童クラブ（学童）を利用するひとり親家庭や生活保護受給世帯に対し、利用料の負担を軽減します。継続利用者でも毎年申請が必要となります。詳細は市のホームページ、またはこども未来課までお問い合わせください。

**【対象者】**  
 市内に住所のある児童扶養手当の受給者、母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者、または生活保護受給者。

**【軽減額】**  
 利用料の2分の1の額（上限月額5千円）

**【申込方法】**  
 利用する放課後児童クラブから申請書を受け取り、こども未来課へ提出してください。申請書はこども未来課窓口でも配布しております。市のホームページからダウンロードも可能です。

**申込期間** 3月8日（月）～4月30日（金）

※申込み期間を過ぎて申込みされた場合は、申請月の翌月から対象

お問合せ：こども未来課 ☎989-5313

## 特別児童扶養手当 障害認定更新にかかる診断書の提出について

現在受給中の特別児童扶養手当について、令和3年3月31日が障害認定の有期となっている方は、令和3年3月31日までに診断書を提出し、障害認定を受けなければなりません。

期限を過ぎても診断書の提出はできますが、**遅れた月分の手当が支給されない場合があります。ただし、病院の予約が取りづらい等の場合は、提出期限前の早期に児童家庭課までご相談ください。**

提出期限：3月31日（水）  
 提出場所：うるま市役所東棟2階 児童家庭課  
 持参するもの：①診断書 ②印鑑（認印可）



お問合せ：児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983

## 申請はお済みですか？

うるま市新生児臨時特別定額給付金

# 新生児を対象に 10万円給付します。



詳しくはこちら



新型コロナウイルス感染症の長期化が見込まれる中、新生児の誕生を迎えた子育て世代に対し、迅速な経済的支援および切れ目のない子育て支援を目的として、うるま市新生児臨時特別定額給付金事業を実施します。

<b>申請期限</b>	令和3年4月30日まで (当日消印有効) <small>上記の申請期限を過ぎますと、申請を受け付けられませんので、お早めにご申請ください。</small>	<b>給付金額</b>	給付対象児童 1人につき10万円
<b>対象児</b>	令和2年4月28日～ 令和3年3月31日までに出生した子	<b>申請者受給権者</b>	対象児を養育し同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方。 <small>※令和3年4月1日以降に申請する場合は、給付対象児、申請・受給権者ともに令和3年3月31日時点で本市に住民登録がなければいけません。</small>

▶ 申請方法や詳細については、ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。

お問合せ：こども未来課 ☎989-5313

## こども医療費助成

小学校1年生から受給資格者証が自動償還（オレンジ色）に変わります！

現在、現物給付用受給資格者証（ピンク色）をお持ちで、4月から新1年生になるお子さんにつきましては、4月診療分からは現物給付（窓口無料）方式の対象外となり、使用できなくなります。医療費助成の新しい自動償還用受給資格者証（オレンジ色）を3月末頃に郵送いたします。

### 助成対象の医療機関と助成方法

◆自動償還方式・現物給付方式での助成

助成方式	対象診療科	一部自己負担金	助成方法
現物給付（ピンク色） 【0歳～就学前児】	医科（小児科・皮膚科・耳鼻咽喉科等）、歯科、調剤薬局	無し	窓口無料
自動償還（オレンジ色） 【小学1年生～中学卒業】		通院：1か月1医療機関につき1,000円 入院：無	受診した翌々月

※医療機関窓口でこども医療費助成金受給資格者証の提示がなかった場合、または受給資格者証の交付申請手続き前に受診した場合については、受診した月の翌月以降に児童家庭課窓口にて領収書を持参のうえ助成金の支給申請の手続きが必要となります。

◆窓口申請償還方式

窓口申請に必要な領収書の有効期限は「診療月の翌月以降から2年以内」となります。入院等で、助成対象者の同月、同医療機関等で診療にかかる自己負担額が21,000円以上については、高額療養費や附加給付金等の確認のため、児童家庭課窓口にて手続きを行っていただく場合や支払いが遅れる場合があります。



お問合せ：児童家庭課 ☎973-4983